

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	共同防災規程の変更命令
概要	市長は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、石油コンビナート等災害防止法第19条第1項の特定事業者に対し、期間を定めて、同条第2項の共同防災規程の変更を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）第19条第5項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・石油コンビナート等災害防止法第19条第5項 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第1項の特定事業者に対し、期間を定めて、第2項の共同防災規程の変更を命ずることができる。 ・石油コンビナート等災害防止法第19条 1 一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができる。 2 前項の特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その協議により、共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について共同防災規程を定めなければならない。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な公共安全の維持又は災害の発生防止について判断する必要があるため、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	